

文部科学省委託事業

「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」

モデル事業事例集

【平成16, 17年度版】

大人が子どもを守る取組
メディア対応能力の育成
普及啓発の取組

平成19年1月

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

まえがき

メディア上の性、暴力等の有害情報など、青少年を取り巻く有害環境については、青少年に対する悪影響が懸念されることから政府全体で様々な取組を行っています。

文部科学省においては、学校教育を通じて主体的に情報を選択できる能力などの情報活用能力を青少年に培うとともに、メディア利用について家庭教育上留意すべき内容を盛り込んだ『家庭教育手帳』を作成・配布し、保護者への啓発を行っています。また、「青少年の有害環境対策全国フォーラム」を実施し、有害環境対策の重要性について国民に広く啓発しています。

中でも、地域ぐるみで青少年を有害環境から守る取組を進めることが重要であると考え、平成16年度から「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」モデル事業を実施しています。平成16年度に11地域、平成17年度に14地域が各地域の実情に応じた推進体制を整備し、

- ① 地域の大人が協力して地域の実情把握や問題解決方策の検討を行う取組
- ② 親子で参加できるメディア対応能力の育成を図る講座や研修の実施
- ③ 有害環境対策やメディア対応能力の重要性を広く地域住民に普及啓発する取組を行いました。

本事例集は、そのうち11地域の取組について先進的な事例として紹介し、取組ごとに、対象者、組織体制、事業のねらい、事業の具体的な内容及びその成果と課題等についてまとめたものです。また、参考資料として、平成16、17年度に実施した東アジア地域における有害情報対策としてのメディアリテラシーの取組事例の調査研究の概要を付記しました。

各地域におかれては、本事例集をぜひご活用いただき、それぞれの地域の実情に合った「地域ぐるみで子どもを有害環境から守る取組」を実践されるよう、強く期待しております。

末尾になりましたが、本事例集の作成に当たり多大なご協力をいただいた各実行委員会の皆様ほか関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成19年1月

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課

～目次～

① 大人が子どもを守る取組	
1 青少年を取り巻く社会実態調査(茨城県).....	1
2 地域で有害情報から青少年を守る取組(富山県).....	3
3 インターネットカフェ及び漫画喫茶の実態調査(石川県).....	5
4 地域で有害情報から青少年を守る取組(山口県).....	7
5 青少年を取り巻く有害環境対策モデル事業雄郡地区推進会議 (愛媛県).....	9
6 「青少年サポート協力認定店」運動(佐賀県).....	11
② メディア対応能力を育成する事業	
1 親子メディア教室(静岡県).....	13
2 メディア対応能力を育成する事業(福岡県).....	15
3 「出会い系・ケータイを親子で学ぼう！」事業(宮崎県).....	17
4 「青少年とインターネット」を考える実践講座(福島県).....	19
5 子どもセーフネット・インストラクター養成セミナー(群馬県).....	21
6 子どもと大人のためのメディアリテラシー講座(山口県).....	23
7 親子で学ぶインターネット講座(愛媛県).....	25
8 ココロねっこ研修会(長崎県).....	27
③ 普及啓発のための取組	
1 親子メディアフォーラム(静岡県).....	29
2 「メディアリテラシー」パンフレットの作成・配布(福島県).....	31
3 青少年のための環境浄化フォーラム(茨城県).....	33
4 ネットのトラブルから身を守る知恵をもとう！！(富山県).....	35
5 子どもセーフティフォーラム in いしかわ・ののいち(石川県).....	37
6 子どものケータイ利用を考える講演会(佐賀県).....	39
7 メディアと連携した啓発活動(長崎県).....	41

【参考資料】 海外調査研究

「青少年団体におけるメディア・リテラシー教育の取組と家庭・学校・地域の 連携～東アジアを中心に～」(平成16, 17年度調査研究事業).....	43
---	----

①大人が子どもを 守る取組



青少年を取り巻く社会実態調査(茨城県)

有害図書等を扱っている店舗(書店・コンビニエンスストア・レンタルビデオ店等)を県の青少年相談員が訪問し、区分陳列や深夜の入場制限等自主規制の状況や青少年の問題行動等の実態調査を行い、青少年を取り巻く環境の実態を把握することを通じて、関係業界、青少年相談員、地域住民がその活動の理解を深め、相互協力していくための契機とする。

(青少年を取り巻く有害環境対策実行委員会の構成)

(実行委員長) 社団法人青少年育成茨城県民会議副会長

(実行委員) 大学教授・県青少年健全育成審議会委員長、
県学校長会長、県青少年相談員連絡協議会長、県PTA
連絡協議会長、県PTA連絡協議会女性ネットワーク委
員長、大好きいばらき県民会議専務理事、水戸市青年
育成推進会議会長、県知事公室女性青少年課長、県教育
庁義務教育課長、県教育庁参事兼高校教育課長、県教育
庁生涯学習課長、県警察本部生活安全部少年課長

13名

事業の概要

(対象地域・実施地域)

茨城県全域

(実施主体)

茨城県青少年相談員連絡協議会
社団法人青少年育成茨城県民会議

(対象者・規模)

コンビニエンスストア、書店、ビデオレンタル店、ビデオ販売店、複合店、カラオケボックス店など1,601店舗で調査を実施した。調査にあたっては、延べ1,757人の青少年相談員等が各店舗を直接訪問し、聴き取りを行った。

事業のねらい

コンビニエンスストア、ビデオショップ、書店(新古書店を含む)、カラオケボックス等の各店舗の実態調査を行い、区分陳列の有無や青少年の問題行動等についての実態を把握し、今後の環境浄化活動に役立てるとともに、事業主の意識の啓発と、業界と一体となって健やかな青少年を育む社会環境の体制づくりを図る。

事業の内容

(1) 調査対象店舗(1,601店舗)

コンビニエンスストア、書店、ビデオレンタル店、ビデオ販売店、複合店(※)、カラオケボックス店 ※ 複合店: 同一店舗内で書籍、ビデオレンタル・販売を行っている店舗

(2) 事業実施期間

「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」及び夏季休業期間の7月から8月を中心に実施

(3) 実施方法

市町村また市町村教育委員会から委嘱されている青少年相談員を中心とした青少年育成者延べ1,750名が、対象店舗を訪問し、実態調査を行った。

(4) 調査項目

○コンビニエンスストア・書店等図書等取扱店舗

- ①茨城県青少年のための環境整備条例(以下「条例」という。)の周知の有無
- ②青少年の健全育成に協力する店の登録状況
- ③有害図書等の取り扱いの状況(区分陳列の方法)
- ④青少年の健全な育成を阻害すると思われる図書等(いれずみ、薬物、自殺、暴力行為等)の取り扱い状況(区分陳列の方法)
- ⑤成人コーナー(18歳未満閲覧・販売の禁止)等の表示の有無
- ⑥販売等の際の年齢確認の有無、確認方法
- ⑦青少年の問題行動(店内、敷地内での青少年による万引き、深夜のたむろ、喫煙等)の状況及び問題行動発見後の対応

POINT1

青少年相談員による直接聴き取り調査

日頃県内各地域で青少年の育成に携わっている青少年相談員が各店舗を訪問し、直接聴き取り調査を行った。

POINT2

条例等の周知、遵守の徹底状況

平成14年度実施の同様の調査と比較すると、コンビニエンスストアや書店等の販売店舗において条例等の周知、遵守が徹底されていた。

POINT3

調査結果のフィードバック

今回の調査結果を青少年相談員、市町村や青少年育成市町村民会議等に広くフィードバックし、今後の環境浄化活動の方針策定、活動計画、実施に資する。

○カラオケ店舗

- ①青少年の健全育成に協力する店の登録状況
- ②不良行為防止などのための対策状況
- ③青少年の飲酒、喫煙の禁止の状況（販売方法、自販機設置状況、年齢確認）
- ④青少年の深夜の入場制限の状況（18歳未満の入場制限表示の有無、年齢確認、条例周知の有無）

調査結果については、「平成17年度青少年を取り巻く社会環境県下一斉実態調査報告書」としてとりまとめた。



事業の成果

今回の実態調査活動を実施したことにより、地域において、青少年の日常生活に関わりが深いコンビニエンスストアやビデオショップ、書店（新古書店を含む。）、カラオケボックス等店舗を巻き込んだ青少年健全育成活動の促進のための契機とすることができた。

この調査結果の店側からの意見等の中で、青少年に有害な図書を子どもと一緒に見ている親、たばこを子どもにお遣いさせる親、幼児を夜中に買い物に連れてくる親などがいるという声が寄せられており、親の規範意識が低下している実態が浮かび上がった。

課題と今後の展望

青少年に悪影響を及ぼすと思われるいれずみ・薬物・自殺・暴力行為を誘発する図書等の陳列区分については、自主規制が徹底されていないことから「茨城県青少年のための環境整備条例」のより一層の周知徹底が必要である。

また、店舗での青少年の問題行動の対応には、店側も努力している状況が伺えるが、店側の対応だけでは解決できないものもあることから、青少年相談員やPTA、青少年育成市町村民会議等がこれまで以上に店舗との連携体制をとって対処していく必要がある。

さらに、今回の取組により親の規範意識が低下している傾向が見られることがわかった。今後は地域が丸となって県民運動としての「親が変われば、子どもも変わる運動」を推進していくことが重要である。

【本事業の問い合わせ先】 社団法人青少年育成茨城県民会議

住所：〒310-0034 水戸市緑町1-1-18茨城県立青少年会館内 電話：029-227-2747

※再委託先 茨城県青少年相談員連絡協議会

地域で有害情報から青少年を守る取組(富山県)

インターネットの専門家による講演会を実施した後、実際にインターネットカフェでのインターネット体験を通じて、インターネット利用に際しての有害サイトの現状と対策等その利活用について実践的に学ぶ。

実行委員会の構成

委員長 県厚生部児童青年家庭課長
委員 富山大学
富山インターネット市民塾推進協議会
県警察本部少年課
県教育委員会生涯学習室
県教育委員会学校教育課
県厚生部児童青年家庭課

事業の概要

(対象地域・実施地域) 富山県内

(実施主体)

とやま親子メディア利活用推進事業実行委員会

(対象者・規模)

青少年ボランティア団体(市町村委嘱の少年補導委員・警察委嘱の少年補導員・青少年育成県民会議委嘱の推進指導員)を対象に、インターネットに関する知識をかん養するとともに、インターネットカフェの現状について学ぶ機会を提供。

事業のねらい

有害情報から青少年を守るため、まずは大人自身がインターネットの仕組みやその利活用について理解するとともに、インターネットカフェ等の利用体験によりインターネット(施設)の利便性と危険性を体験的に学ぶことを通して、インターネットを利用する青少年にとって身近な指導者を育成する。

事業の内容

- 1 日時 平成17年12月3日(土)
- 2 研修会
第1部 午後1時30分から午後3時まで
富山大学人間発達科学部 多目的教室
講師 富山大学総合情報基盤センター
助手 沖野 浩二
第2部 午後3時30分から
インターネットカフェ
「漫喫空間ひまつぶし呉羽店」
- 3 参加人数
青少年ボランティア等 64名(第1部、第2部の延べ)



POINT1

研修会の講師にインターネットの専門家に依頼し、インターネットに関する身近な問題をテーマに取り上げるとともにパワーポイントを活用して、視覚に訴える工夫をして実施した。

POINT2

インターネットカフェにおいては、自身でパソコンに触れインターネットを体験してもらった。

POINT3

研修会の場をインターネットカフェとしたことで、インターネット及びインターネットカフェの利便性と危険性を同時に体験することができた。



事業の成果

本事業の参加者から、講演について「インターネットの有害サイトの有害性がよく理解できた」「子どもに責任をもたせ情報を選択させることの大切さが分かった」との評価があった。また、体験研修会については「インターネットカフェは思ったより静かで落ち着く」「ネット犯罪に利用される可能性がある」などの声が寄せられた。また、「青少年を取り巻く環境は、時代とともに変化していく中でジェネレーションギャップを埋めて青少年の指導にあたることは大切。そういう意味で有効な研修であった」との評価を得た。

課題と今後の展望

参加者から「インターネットカフェは利用者にとって便利な施設である。有効で健全な利用が図られるような活動を希望する。」との意見もあり、実行委員会（県）では、施設の健全な利用を促進するため、必要に応じて立入調査等を実施することとしている。

【本事業の問い合わせ先】 富山県厚生部児童青年家庭課

住所：富山県富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-3136(直通)

インターネットカフェ及び漫画喫茶の実態調査(石川県)

近年、インターネットカフェや漫画喫茶が急速に増加し、一部の店舗ではフィルタリングソフトが稼働していないインターネット端末や有害図書が配備されているなど、青少年への有害な影響が危惧されることから、実態調査を行った。

(「青少年有害環境対策推進モデル事業」石川県実行委員会の構成)

(会長) 石川県健康福祉部子ども政策課長
(委員) 石川県PTA連合会事務局長
石川県高等学校PTA連合会事務局長
石川県青少年育成推進指導員連絡会会長
石川県教育委員会事務局学校指導課長
石川県教育委員会事務局生涯学習課長
石川県警察本部生活安全部少年課長
野々市町教育委員会生涯学習課長
金沢大学教育学部附属教育実践総合センター専任講師
(株)NTTドコモ北陸総務部勤労担当課長
三谷商事(株)北陸支店金沢営業所長
計11人

事業の概要

(対象地域・実施地域)

県内全域

(実施主体)

「青少年有害環境対策推進モデル事業」石川県実行委員会

(対象者・規模)

インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ
24店舗

事業のねらい

近年、インターネットカフェや漫画喫茶が急速に増加し、一部の店舗ではフィルタリングソフトが稼働していないインターネット端末や有害図書が配備されているなど、青少年への有害な影響が危惧されることから、実態調査を行い、実態を把握することによって、今後の環境浄化活動に役立てるとともに、事業主の意識の啓発を図る。

事業の内容

1. 調査対象店舗(24店舗)

インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ

2. 実施期間

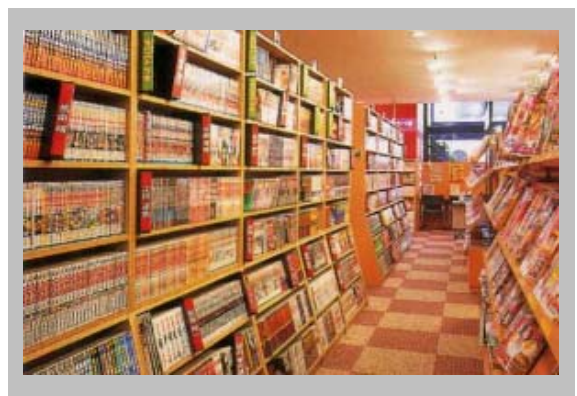
平成17年9月7日(水)～9月30日(金)

3. 実施方法

対象店舗24店舗にアンケートを郵送し、同封の返信用封筒により回収。

4. 調査項目

- ①店舗形態(インターネットカフェ、漫画喫茶、複合営業)
- ②従業員数(日中、夜間)
- ③客室座席数
- ④個室の有無
- ⑤個室の数
- ⑥個室の仕切り
- ⑦パソコン台数
- ⑧営業時間
- ⑨酒類販売の有無
- ⑩たばこ販売の有無
- ⑪年齢確認の有無
- ⑫会員登録の有無
- ⑬児童利用制限の有無
- ⑭フィルタリングソフトの導入状況
- ⑮成人図書の有無

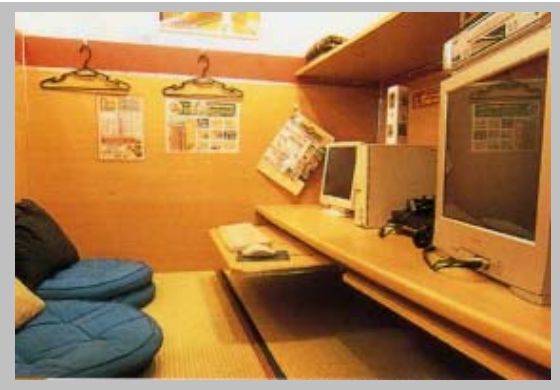


POINT1

県内の全店舗(24店舗)にアンケートを依頼。

POINT2

調査結果を青少年育成推進指導員、市町、県教育委員会事務局等に広くフィードバックし、今後の環境浄化活動に役立てる。



事業の成果

アンケート回収率：91.7% (24店舗中、22店舗が回答)

<アンケート結果>

①店舗形態 インターネットカフェ：4、漫画喫茶：1、複合営業：17

②従業員数 日中 (1人：3、2人：11、3人：5、4人以上：3)

夜間 (1人：5、2人：14、3人：1、4人以上：2)

- ③客室座席数 1～20：2、21～40：4、41～60：4、61～80：5、81～100：5、101～：2
- ④個室の有無 有：17、無：5
- ⑤個室の数 1～20：2、21～40：5、41～60：5、61～80：5
- ⑥個室の仕切り カーテン・パーティション等：11、完全個室：2、その他：4
- ⑦パソコン台数 0：2、1～10：4、11～20：3、21～30：2、31～40：3、41～50：6、51～：2
- ⑧営業時間 24時間営業：15、23時まで：3、その他：4
- ⑨酒類販売の有無 有(対面販売)：16、有(自販機販売)：0、無：6
- ⑩たばこ販売の有無 有(対面販売)：3、有(自販機販売)：16、無：3
- ⑪年齢確認の有無 有：15、無：7
- ⑫会員登録の有無 有：18、無：4
- ⑬児童利用制限の有無 有(表示有)：17、有(表示無)：2、無：3
- ⑭フィルタリングソフトの導入状況 有：5、無：17
- ⑮成人図書の有無 有(区分陳列有)：13、有(区分陳列無)：2、無：7

課題と今後の展望

アンケート調査の結果、インターネットカフェや漫画喫茶の実態が浮き彫りになった。特に、営業時間が24時間、その多くが個室を持っており、フィルタリングソフトも導入されていない店舗が多いことがわかった。この実態を踏まえ、今後は業界を巻き込んだ自主的な取組の促進が必要であることから、要請を行っていく。

【本事業の問い合わせ先】 石川県健康福祉部子ども政策課児童育成グループ

住所：石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電話：076—225—1422(直通)

地域で有害情報から青少年を守る取組(山口県)

私たちの身近に存在する有害情報の一つである「有害図書類」から青少年を守る取組として、様々な団体の代表者等をメンバーとする実施委員会にて、図書類販売・貸付店に対する区分陳列等の確認及び協力依頼、有害図書類等収納自動販売機の撤去運動の推進等の取組を行った。

(実行委員会の構成)

(委員長) 県青少年育成県民会議副会長

(実施委員) 県青少年育成県民会議、県青少年育成アドバイザー連絡協議会、県PTA連合会、県教委指導課、県警察本部少年課、柳井市青少年健全育成市民会議、柳井市青少年育成センター、NPO法人子ども劇場山口県センター、県県民生活課青少年室 15名

(柳井市実施委員会の構成)

(委員長) 市青少年健全育成市民会議会長

(実施委員) 柳井中学校PTA会長、市子ども会育成連絡協議会事務局、市青少年育成センター所長、同少年補導員、同相談員、柳井警察署生活安全係長、同署少年相談員連絡会副会長、市教委生涯学習課、県青少年育成県民会議、県県民生活課青少年室 11名

事業の概要

(対象地域・実施地域) 柳井市: 県東南部に位置する商業都市であり、少年補導センターを中心に街頭補導等が計画的に行われるとともに、地元住民による自動販売機の撤去運動も積極的に行われる地域である。その中でもショッピングセンター等のほか、小学・高等学校が集中する柳井市立柳井中学校区を選定。

(実施主体) 柳井市実施委員会

(対象者・規模)

地域のボランティアメンバーを中心に、警察、行政が連携し、青少年を取り巻く有害情報として、販売店等における有害図書類の陳列状況調査、協力要請を行うとともに、自動販売機の撤去運動等を推進。

事業のねらい

“地域の子どもは地域社会で守り育む”を取組の理念として掲げ、地域の大人が青少年を守るため、青少年を取り巻く環境についての意識(気運)醸成を図ることを目標とした。

柳井市では、地元住民による自動販売機の撤去運動が積極的に行われる等、青少年の健全育成に対する関心も高く、行政による取組も活発であるが、より身近に存在している有害図書類に対する取組は、これまでほとんど行われていなかったことから、地域の大人に有害図書類の存在を知ってもらうとともに、地域の大人による販売店等に対する働きかけを行った。

事業の内容

(1) 事前学習

有害図書類についての共通理解を図るため、『有害図書類区分陳列等チェックマニュアル』、パワーポイントソフト『卑わいな姿態等』(県青少年室作製)等を活用し、県条例で規定する有害図書類について学習した。

(2) 実施事項

ア 図書類販売・貸付店

調査により、36店舗中25店舗で有害図書類の存在を確認するとともに、対象店舗に対し、区分陳列等の協力並びに、年齢確認・声かけの励行を依頼した。また、調査中にレンタルビデオ店に無届で設置されていた“がん具類(性具)収納自動販売機1台”を発見し、県による口頭警告及び文書指導を行い、撤去させた。

イ 有害図書類等収納自動販売機の撤去運動

これまでの住民運動を後押しし、自動販売機撤去広報啓発チラシの作製、全戸回覧を行い、営業の一時廃止を実現した。しかしながら、再び営業が開始されたことから、地権者に無料法律相談を受けさせ説得するとともに、撤去要請文を自動販売等業者並びに地権者に発出し、地権者に撤去の意思を固めさせた。また、撤去運動を県下に啓発するため、『有害図書類等収納自動販売機撤去マニュアル』を作製し、各市町村民会議に配付した。

ウ 白ポストの確認

市内に設置されている3箇所の白ポストを確認し、白ポスト運動の必要性を再認識した。



POINT1

- 事前学習会の開催
有害図書について学習
- 禁止表示の作製配付
チラシ・依頼文等とともに配布し、改善を促進
- 繰り返し依頼
4回の活動日のほか、委員が自主的に確認等を実施

POINT2

- 無料法律相談の活用
地権者の説得に成功
- 撤去要請文の発出
 - ・ 自動販売機等業者と地権者に発出
 - ・ 地区の健全育成代表者の連名で発出
- 『有害図書類等収納自動販売機撤去マニュアル』の作製

POINT3

- 各種広報媒体の活用
チラシ2種、18禁マップの作製。市広報誌へ掲載
- メンバーの選出に配慮
各種団体の代表者
- 県下への情報発信
県民会議の「有害環境浄化ニュース」に掲載



(3) 広報啓発活動

ア 『柳井市立柳井中学校区内 有害図書類18禁マップ』等を掲載した有害情報対策啓発チラシを作製し、小・中・高校を通じて、柳井市内の全児童・生徒の保護者へ配付するとともに、市内の全戸に回覧した。

イ 県民会議発行の有害環境浄化ニュース『わかば通信』により県内の全青少年育成市町村民会議に取組内容等を紹介し、県内への波及効果を促した。

ウ 『広報やない』に取組状況を掲載、広報啓発を行った。

事業の成果

今回の取組による有害図書類の区分陳列等に係る協力要請では、大幅な改善が図られるとともに、性具収納自動販売機を発見し、撤去させる等の顕在的な成果が上がり、地域の大人による活動が、地域の子どもたちを取り巻く有害環境を浄化させていくことを実証した。

また、有害図書類等収納自動販売機の撤去運動もさらなる段階に進む等、委員一人ひとりの自覚が“地域の大人による環境浄化意識（気運）を高める”という本取組の目標を達成し、これからの活動につながる潜在的効果を上げたことは、委員の感想からも伺うことができた。

具体的には、有害情報に対する各委員の意識が向上し、委員の所属団体の連携と各構成員への波及とが図られ、今後とも、本取組を継続実施していく素地が形成された。また、広報等により、広く大人に対し、地域に存在する有害情報に目を向けさせ、関心を持たせることができたことも大きな成果である。

課題と今後の展望

今後、この取組を市民全体の運動として、いかに波及させていくか。また、罰則規定のない規制の下、区分陳列等を徹底してもらうには、いかに販売・貸付店の理解と協力を得ていくかが最大の課題である。

行政サイドによる有害図書類の区分基準の周知と区分の目安となる有害図書の例示が求められるとともに、出版元等に対する、より高次元の規制や働きかけが必要である。

柳井市は地域の「宝」である青少年にとって有害だと思われる環境を浄化するため、地域の大人が連携した取組をさらに発展させて行きたいと考えている。山口県青少年育成県民会議においてもこうした取組の県下への普及啓発を図っていく。

【本事業の問い合わせ先】 山口県庁県民生活課青少年室内山口県青少年育成県民会議
住所：山口市滝町1番1号
電話：083-933-2634(直通)

青少年を取り巻く有害環境対策モデル事業雄郡地区推進会議(愛媛県)

松山市雄郡地区をモデル地区に選定し、同地区における青少年を取り巻く環境を把握し、地域住民代表者等が問題解決の方策や地域での取り組み方策について検討するとともに、その成果をもって業者等に対する要請活動や環境浄化活動を行う。

事業の概要

(愛媛県青少年育成協議会の構成)

(会長) 県少年補導委員連絡協議会会長

(委員)

県社会福祉協議会会長、県民生児童委員協議会会長、県PTA連合会長、県高等学校PTA連合会長、県私立中学高等学校PTA連合会長、県連合婦人会長、県防犯協会連合会長、県青少年環境浄化推進協議会会長、県体育協会会長、県保護司会連合会長、県公民館連合会長、県体育指導委員協議会会長、日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会会長、県勤労青少年福祉推進者連絡協議会会長、県母子寡婦福祉連合会長、県地域活動連絡協議会会長、県愛護班連絡協議会会長、県青少年育成リーダー協議会会長
県県民環境部県民協働局長、県教育委員会生涯学習課長、県警察本部少年課長 21名

(対象地域・実施地域)

松山市雄郡地区：松山市中央部より南西方面に位置し、地区内には、高等学校4校、予備校・専門学校4校、中学校1校、小学校3校がある。地域住民は、青少年の健全な育成のため、PTA活動、ボランティア活動に力を注いでいる。

(実施主体)

青少年を取り巻く有害環境対策モデル事業雄郡地区推進会議

(対象者・規模)

公民館長、小・中学校長、生徒指導主事、PTA会長・副会長・社会教育部、主任児童委員、保護司、警察協助手員、少年補導委員 など

青少年を取り巻く地域の現状を把握し、問題解決策や今後の地域での取り組みについて検討するための地域住民代表者等による会議を開催するとともに、この結果を踏まえて、地区の有害環境の点検、マップ作り、事業者等への協力要請を行った。要請行動の成果については、県下3ヶ所で事例報告を行った。

事業のねらい

青少年を取り巻く有害環境について、地域住民自らが考え行動する機会を提供することにより青少年を有害環境から守る取組みを主体的に行っていくきっかけとするとともに、この取組みを広く県下に周知することにより、県下の他地域でも自主的な取組みを推進するための気運を盛り上げる。

事業の内容

学校やPTA関係者など、普段より青少年の健全育成に係る活動をしている有志30名が集まり会議を開催。

会議の主な内容は、

- ・青少年にとって有害環境とは何か、
- ・地域の有害環境について、どこにどのようなものがあるか、
- ・地域でどのような取組みをすればよいか、等

について話し合い、その結果に基づいて活動を行うこととなった。

この会議を受け、アンケートや地域の見回りを実施し青少年の育成に影響を及ぼす施設等の把握を行い、事業者の理解を得るための要請行動を行った。

また、アンケート結果や地域の見回りに基づき、調査結果を記したマップを作成することとした。マップ作成に当たっては、「青少年にとっての有害環境」マップという視点で捉えず、青少年の出入するコンビニや店舗などは、「青少年に関する情報が集まる場」として捉え、「青少年の育成に協力してもらう店舗」「青少年の育成に影響を及ぼす施設等」と整理し幅広く記載することとした。

今後、このマップは、定期的に書店やビデオ店、コンビニ等の見回りや補導を行う際に活用していく。



地域の環境把握と事業者への協力要請

POINT1

青少年の健全育成という同じ目的で活動しながら、普段、立場や異なった人たちが集まり、事業に参加したことにより、地域が一体となって活動していこうという気運が高まった。

POINT2

地域の商店などは、「青少年に関する情報が集まる場」であると捉え、青少年の健全育成に協力してもらえる店として位置づけて協力をお願いした。

これらの事業の成果が県下全域を視野に入れて普及するため、例年11月の「青少年健全育成強調月間」中に県下3ヶ所で開催される「青少年健全育成推進ブロック大会」において事業事例報告を行い、参加者に対して広く周知し、各地域でもこうした取組みを行うきっかけとするための気運の醸成を図った。



青少年健全育成ブロック大会における事例報告

事業の成果

参加者の声には、

- ・自ら街を歩いてマップを作成したことにより、どこにどのような店があるか良く分かり、青少年を取り巻く環境に対する意識が高まった。今後、これをどのように活用していくかを地域の大人が検討していかななくてはならない。
- ・会議を重ねて活動したことにより、参加者の親近感、連帯感が強くなり、みんなで取り組んでいこうという気運が高まった。

などの意見があった。

今回の事業は、地域住民が主体となって協議・自ら行動することにより、地域の環境に対する認識が深まるとともに、関係者の連携も強まり、地域全体で青少年を育てていくという気運が生まれた。

さらに、こうした取組事例をブロック大会で報告するなど、事例の普及啓発を行ったことにより、これから取り組もうとしている地域の人たちの参考となった。

課題と今後の展望

モデル地区では、事業を実施することにより、青少年を取り巻く環境についての意識の高まりがみられたが、他の地域においても地域の大人による主体的な取り組みにつながる意識を醸成していくためには、地域の大人への啓発活動等の働きかけを継続的に実施していくことが重要である。

【本事業の問い合わせ先】 県庁県民環境部県民活動推進課

住所：愛媛県松山市一番町四丁目4-2

電話：089-912-2415(直通)

「青少年サポート協力認定店」運動(佐賀県)

青少年による有害図書の購入、飲酒、喫煙等を防止するため、青少年が日ごろ出入りしやすい店(コンビニ等)において青少年に対する声かけや年齢確認等の取組状況を点検し、その活動が優良な店舗には、その証しであるプレート配布しさらなる実践の継続を促す。

〔「青少年を取り巻く有害環境対策の推進事業」実行委員会の構成〕

(会長)県青少年育成アドバイザー連絡協議会会長
(実行委員)

県高等学校PTA連合会理事、
県PTA連合会理事、
県公民館連合会会長、
県書店商業組合副理事長、
佐賀市青少年健全育成連合会会長、
唐津市青少年育成連絡協議会事務局職員
7名

事業の概要

(対象地域・実施地域)

県内全域

(実施主体)

佐賀県青少年育成県民会議

(対象者・規模)

コンビニエンスストア、書店、レンタルビデオ店、ゲームソフト販売店、インターネットカフェ・まんが喫茶、カラオケボックス、酒類・たばこ販売店、自動販売機等 1, 275店舗

事業のねらい

青少年を取り巻く有害環境の対策をより実効性あるものにするためには、佐賀県青少年健全育成条例に基づく規制だけでなく、販売店等の事業者による自主規制を促進していくことが必要である。そのため、これまで書店やコンビニエンスストア等において、事業者自ら青少年に対する声かけや年齢確認を行うことを促す「青少年サポート協力店運動」や、書店等で青少年に配慮した陳列・展示方法や年齢確認の実施などの取組を確認する「県下一斉地域環境点検活動」を通じて、事業者に対して青少年に対する配慮を求めてきた。

しかし、事業者によって取組状況に温度差があることから、積極的に取り組んでいる事業者を優良店として認定し、認定証を交付することで、青少年に対する配慮(声かけや年齢確認など)の実践活動を促し、事業者全体の青少年健全育成の気運醸成を図ることを目的として実施。

事業の内容

・実施期間

平成17年11月～平成18年2月

・実施方法

- (1)「青少年サポート協力認定店」運動パンフレットを作成し、市町村(青少年育成市町村民会議)を通じて、対象店舗に配布し、青少年に対する配慮の取組を依頼。
- (2)11月の青少年健全育成強調月間に合わせ、各市町村の青少年育成関係者が各店舗の巡回点検を行い、青少年に対する配慮を行っている店舗の判定を実施。
- (3)青少年育成県民会議が県内の点検結果を取りまとめ、青少年に対する配慮を行っている店舗を認定し、認定証(プレート)を配布。



POINT1

事業者に対する一律の協力依頼ではなく、積極的な取組を行っている事業者を優良店として認定することで、取組に対する意欲を高め、より一層の実践活動を促すことができた。

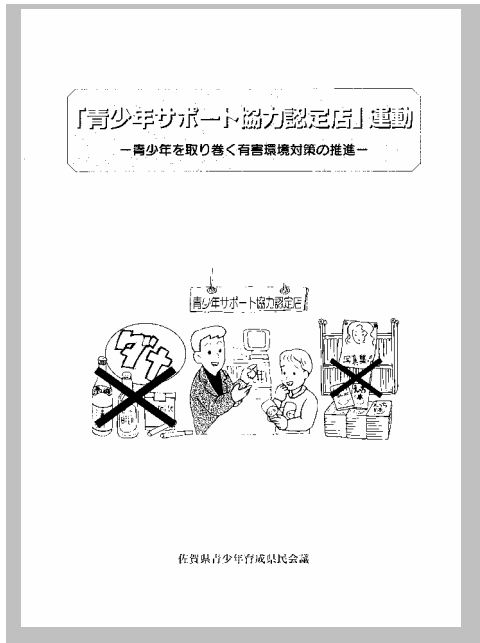
POINT2

点検、認定の判定を地域の青少年育成関係者が行うことにより、地域の子どもは地域で守り育てるという意識の醸成につながった。

事業者にとっては地域の目を意識することで、地域を構成する一員として、青少年健全育成に取り組む姿勢が見られた。

POINT3

コンビニエンスストア等のチェーン店では営業マニュアルが定められているため、各店舗が個別に取り組むことが困難な面があるが、実施早期から業界団体との連携を密にすることにより、業界の協力を得ることができた。



【主なチェックポイント】

- ・有害図書類の区分陳列や紐かけ、ビニール包装等の配慮の状況
- ・成人向け又はR指定ビデオ、DVD等の区分陳列等の状況
- ・ゲームソフトの成人向け、年齢対象別の区分陳列等の状況
- ・インターネットカフェやまんが喫茶のフィルタリングソフトの導入状況や青少年に対する配慮の状況
- ・カラオケボックスの青少年に対する配慮の状況
- ・酒類、タバコ販売店での陳列や表示等の未成年者の飲酒・喫煙の防止状況
- ・酒類、タバコ、有害図書類、ツーショットダイヤル利用カードなどの自動販売機の設置状況
- ・年齢確認の実施状況
- ・従業員教育の実施状況

※これらの取組状況について点検し、4段階評価で判定を行い、最も評価の高い段階の店舗を優良店として認定。

事業の成果

平成17年度は対象店舗全体の36.9%にあたる470店舗について「青少年サポート協力認定店」に認定した。

積極的に青少年に対する声かけや年齢確認等を行っている事業者を優良店として認定し、認定証を配布することにより、さらなる実践の継続を促すことができた。

また、実際の点検活動時には多くの青少年育成関係者（673名）が関わることで、地域における青少年健全育成の気運の醸成を図ることができた。

課題と今後の展望

この運動は事業者の青少年健全育成への実践活動を促すことが目的であり、運動の趣旨や認定店について、県や市町村の広報等を活用することにより、県民への周知を図っていく必要がある。

また、運動を継続的に実施していくことにより、地域ぐるみの青少年健全育成の意識を定着させ、青少年を取り巻く有害環境対策を推進していくことが必要である。

【本事業の問い合わせ先】 佐賀県青少年育成県民会議

住所：佐賀市城内1-1-59 佐賀県こども課内
電話：0952-25-7382